

## 仙台東部訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人 康陽会 が開設する仙台東部訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業並びに介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護並びに介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 仙台東部訪問看護ステーション
- (2) 所在地 仙台市宮城野区東仙台4丁目1番20号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名  
管理者は、ステーションの看護師等の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護師等 看護職員 常勤換算方法により2.5名以上  
看護師等は、指定訪問看護の提供に当たるものとし、訪問看護計画書及び報告書を作成するものとする。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、社会医療法人 康陽会の就業規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く）  
但し、必要に応じて休日営業を行うことがある。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所或いは地域包括支援センターに相談し、対応する。
- (4) グループホームとの契約により、医療連携体制の委託を受け、入居者の健康維持向上に努める。

### (訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

### (利用料)

第8条 訪問看護を提供した場合、介護保険法、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他利用料として、次の額を徴収する。
  - (1) 医療保険適用の利用者で、営業時間内で90分を超える訪問看護料  
30分当たり 1,500円
  - (2) 医療保険適用の利用者で、営業時間外で90分を超える訪問看護料  
ア. 午後6時から午後10時まで、午前6時から午前8時まで  
30分当たり 2,500円  
イ. 午後10時以降午前6時まで  
30分当たり 3,500円
  - (3) 医療保険適用の利用者で、休日の訪問看護料  
・30分迄 1,000円 ・60分迄 2,000円 ・90分迄 3,000円
- 4 診療報酬、介護報酬改訂で料金に変更された場合は、それに準ずる。（料金表は別に定める）

### (通常の実施地域)

第9条 ステーションの訪問地域は、仙台市宮城野区の全域、青葉区の第二・上杉山・五城・五橋・台原・北仙台中学校区、泉区の八乙女・南光台・鶴が丘・南光台東中学校区、若林区の八軒・南小泉・蒲町・沖野中学校区とする。

### (緊急時における対応)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

#### (非常災害対策)

第11条 ステーションは非常災害時には災害対応マニュアルに沿って、適切な対応を行うようにする。

#### (事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (苦情処理等)

第13条 ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の原則禁止)

第14条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### (個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 ステーションは、指定訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人 康陽会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。